

特許庁長官意見照会不実施通知書

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）にかかる貨物について、平成 年 月 日付で請求のあった特許庁長官への意見照会については、下記の理由により、これを行わないこととしましたので、関税定率法第 21 条の 4 第 3 項の規定に基づき通知します。

（理 由）